

さ情審査答申第44号
平成19年8月31日

さいたま市長 相川宗一様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会長 小池保夫

答申書

平成19年3月12日付けで貴職から受けた、「2004年8月5日付け保保所環収14113号の行政情報一部公開決定についての不服申立て一件記録が「廃棄」されたとされる事実を立証することができるもの」（以下「本件対象行政情報」という。）の公開決定（以下「本件処分」という。）に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

さいたま市長（以下「実施機関」という。）がなした本件処分は、公開された平成16年度ファイル基準表（窓口閲覧用）2頁が本件対象行政情報として当を得たものとはいい難いものの、他に廃棄を証する行政情報は存在しないことから、結果として妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の公開請求に対し、平成19年1月26日付け保保所環第11192号により、実施機関が行った本件処分について取り消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、異議申立書によると、以下のとおりである。

- (1) 本件請求に対して公開された行政情報は、環境衛生課の平成16年度ファイル基準表（窓口閲覧用）2頁であったが、廃棄年月日欄に何の記載もなく、また「2004年8月5日付け保保所環収14113号の行政情報一部公開決定についての不服申立て一件記録」に対応する個別フォルダーがどれか客観的に明らかではないことから、当該行政情報は、

真正の本件対象行政情報であるとは言えない。

第3 実施機関の主張の要旨

実施機関は、理由説明書及び口頭意見陳述において、次のように説明している。

- 1 「2004年8月5日付け保保所環収14113号の行政情報一部公開決定についての不服申立て一件記録」は、平成16年度個別フォルダー「個人情報外部提供報告書」の中に保存されており、保存期間が1年であったことから、平成18年4月1日付けで廃棄したものである。そのため、本件対象行政情報として、当該個別フォルダーについて記載されている、環境衛生課の平成16年度ファイル基準表2頁を特定した。同頁には、当該個別フォルダーの保存期間が1年であることが明記されていることから、既に廃棄されていることが明らかである。
- 2 異議申立人は、廃棄年月日が空欄であること、また「2004年8月5日付け保保所環収14113号の行政情報一部公開決定についての不服申立て一件記録」に対応するものがどの個別フォルダーに含まれていたか客観的に明らかではないことから、公開された行政情報が真正の本件対象行政情報とは言えないと主張している。しかし、廃棄年月日は空欄であるが、当該個別フォルダーの保存期間については1年と記載されているため、保存期間を満了し廃棄されていることは明らかである。また、どの個別フォルダーに含まれていたか客観的に明らかではないとされているが、当該個別フォルダー以外に適切な保存先となる個別フォルダーを作っていないことから、当時、最も適切であると判断された個別フォルダー「個人情報外部提供報告書」に収納していたものである。

第4 審査会の判断の理由

- 1 審査会としては、本件対象情報としては公開した平成16年度ファイル基準表（窓口閲覧用）の個別フォルダー「個人情報外部提供報告書」に収納していたが、保存期間1年の満了により廃棄しており、他に廃棄を証する資料は存在しない、という実施機関の主張を退け、他に廃棄を立証する資料の存在を認め得ない。従って、現状においてその公開ができないことは止むをえないとしても、平成16年度ファイル基準表（窓口閲覧用）2頁の記載は、当該個別フォルダーの内容物につき具体的に特定できるよう表示されておらず、保存の期間も1年と記載しただけで実際に廃棄された年月日の記載もない。

もともとかかるファイル基準表（窓口閲覧用）は、市民が求める情報が

どのような形で存在しているかを知らず、的確な表示をするための情報を持っていないことを慮って、情報の公開を請求をしようとする者が容易かつ的確に求める行政情報を探ることができるよう、さいたま市文書管理規則（平成13年さいたま市規則第14号。以下「文書管理規則」という。）に則り作成し、備付けすべきであるから、かかる目的に徴しても、本件に関する個別フォルダーの整理、記載は当を得たものとはいえない。

しかも、文書管理規則第36条によると、異議申立人がいう「行政情報の一部公開決定についての不服申立て一件記録」の中には、文書管理規則別表第2種(3)所定の10年保存する「行政不服審査に関する文書」に相当するものもあるはずであって、それらを峻別して、所定のとおり、個別フォルダーを単位として所管課長が定めるべきであるのに、その峻別をしないまま、全体を「保存期間を1年と定め、廃棄処分した。」というのも、誠に不適切との謗りは免れないと言わざるを得ない。

実施機関におかれては、行政文書の適正な管理は、情報公開制度の基礎となることに鑑み、以上指摘した点を含め、行政文書の整理、保管につき、可及的速やかに適正、妥当な改善措置を講じて、文書管理に万全を期されたく要望する次第である。

- 2 以上の次第であり、既に公開している行政情報以外に本件対象行政情報は存在しておらず、本件異議申立てには理由がないから、当審査会は、前記第1の結論のとおり、答申する。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成19年 3月12日	諮問の受理
②	同 年 4月12日	審議
③	同 年 5月30日	実施機関から理由説明書を受理
④	同 年 7月12日	実施機関からの意見聴取及び審議
⑤	同 年 8月 9日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職名	氏名	備考
委員	荒木直人	弁護士
会長	小池保夫	大学教授
委員	小室大	行政経験者
会長職務代理者	苦田文一	弁護士
委員	満木祐子	弁護士

(五十音順)